

第2次犬山市環境基本計画に関する意見・提案と市の考え方について (パブリックコメントの結果について)

第2次犬山市環境基本計画（素案）パブリックコメント募集に際し、大変多くの関心を持っていただき、また、たくさんの意見・提案ありがとうございました。いただいた意見・提案と市の考え方について、以下のとおりまとめさせていただきました。

いただいた意見・提案は総合計画改訂版に可能な限り反映するとともに、今後の市政における施策事業の展開において、貴重な意見として参考とさせていただきます。本当にありがとうございました。

パブリックコメントの概要

- (計画名) 第2次犬山市環境基本計画
(実施期間) 9月15日(火)～10月9日(金)
(閲覧場所) ・市役所(ロビー、環境課) ・各出張所
・市立図書館(10月のみ)
(意見提出) 提出様式に記入のうえ、下記の方法で提出
・窓口へ提出(市役所環境課、各出張所) ・FAX(0568-44-0367)
・郵送 ・Eメール(020300@city.inuyama.lg.jp)

パブリックコメントの結果

(意見数) 3人(6件)

パブリックコメントで出された意見は次のとおりです。

※提出された意見は原文のまま掲載しております。

○いただいた意見・提案【1】

P10に「新聞記事を補足資料としてつける」案

タイミング的に合った事が第一理由と、現実結果を情報としてのせて、見る人に対して意識づけを大きくすることを狙う。

又、犬山市としても同様な結果情報を載せてみるのも意識づけと今後の調査活動の方向性を見い出すにも要素としてよいのではないかと思います。(別添資料あり)

◆市の考え方について

P10は「世界の動向」として記述しており、第2次犬山市環境基本計画を策定するための方向性の基準となります。令和2年9月15日に国連の生物多様性条約事務局が「生物多様性戦略計画2011-2020(愛知目標)」の報告書を公表したため、結果についての記述を追加します。

○いただいた意見・提案【2】

「グリーン購入」「エコマーク」をどこに活用出来るのかを検討のほど（又出来ないかもしれない）

案として P54「基本目標 2」の中で活用するか？

今のところ第 2 次犬山市環境基本計画（犬山市環境審議会 答申）の中には言葉が入っていない 一応法律になりますが・・・

※もしかしたら廃止になったかも？

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

平成 13 年 4 月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達は推進等に関する法律）が施行されました。この法律は国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者、国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

エコマーク（の活用）は、グリーン購入法の判断の基準により多面的な基準を算定しており、エコマーク認定商品は、原則としてグリーン購入法（判断の基準）に適合しています。

不明点がある自治体はエコマーク事務局にご相談ください。（2020 年度版エコマークとグリーン購入法調達品目 パンフレット）

◆市の考え方について

「グリーン購入」については、P76「基本目標 5 市民の取組」に記載しておりますので、具体例として「エコマーク認定商品の購入」の記述を追加します。

○いただいた意見・提案【3】

企業に対して ・環境認証制度 ・環境アセスメント の取り組みをうながす

P60「施策⑪」に取り組み調査項目として文章を入れる、検討による。

◆市の考え方について

環境マネジメントシステムの導入について P76「基本目標 5 事業者の取組」に記載しております。市内の環境保全のために市は事業者に対して「環境認証制度」等の環境マネジメントシステムの導入の促進について P60「施策⑪ 公害防止対策の推進」に記述を追加します。

「環境アセスメント」については、P51「基本目標 1 個別目標（2）生物多様性の保全 取組 1-11」において、環境保全対策を講じるよう指導する旨を記載しております。また、「同 取組 1-14」において、事業者の自発的な保全活動への取り組みを促す旨を記載しています。

○いただいた意見・提案【４】

P60「施策⑫」監視、測定の実施

排ガスを追加 ※新聞記事を添付します

メーカーに対して、中古販売業者に対し、調査を実施

追加として、環境基準 ①大気の汚染、②水質の汚濁、③土壌の汚染、④騒音に係る環境上の条件 増やす

※政府はそれぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

◆市の考え方について

P60「施策⑫ 監視、測定の実施」では「水質、騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します」と記載しており、大気汚染や土壌汚染については「水質、騒音など」に含んでいます。

○いただいた意見・提案【５】

地球温暖化対策の中では、犬山市の場合、自動車からの CO2 排出が全体の 50%以上を占めているので、この排出を減らすのが最も効果がある。そこで現在国交省が推奨している超小型モビリティ認定制度を利用して、犬山独自の超軽量電気自動車を開発して、市内走行可能にすれば、主婦の買い物や、高齢者の病院やサロン通いなど用途は広がると思われる。現状ではトヨタのコムスや中国製の e-apple などがあるが重量が 350 kg～600 kg 程度あり、犬山では木質系材料を使って、100 kg 以下の超軽量電気自動車を作れば他にない省エネ車となり 30%の CO2 削減も夢ではない。犬山市又は近辺で自動車部品を作っている企業間の協力で実現できるように努力したいと思っています。道の駅を利用したインフラ整備も考えたい。

◆市の考え方について

現時点ではそのような検討をする予定はございません。

○いただいた意見・提案【6】

2 ページ 基本理念 についてはとても賛同できるが、実際の開発などを防ぐ手立てが構築されていないのでしょうか。犬山市は基本的に市街化調整区域であり、開発が進みにくいのですが、これは一般的に建築物に対してであり、4 ページにある対象範囲となっている再生可能エネルギーの一つである太陽光発電設備に対しては全く規制がなく、多くの空き地が太陽光発電所となっている現実がある。平地であればまだしも、私の住居は東部丘陵の端の里山に建っておりますが周辺にも太陽光発電所が建設されていたり、計画があるようです。確かに再生可能エネルギーということで開発が進むのですが、3 4 ページの目標とする将来像として記載されています、「本市の自然環境を特徴づけるシンボルとなっている」東部丘陵をはじめとした里山が虫食い状态的に破壊されている事実もあります。また里山の保全は生物多様性の保全にもつながります。

特に里山の傾斜地における開発は安心安全な生活環境の保全に反します。太陽光発電所を建設し、その土地を転売することによる利益を得るといった経済優先な安易な開発が里山保全も生物多様性も破壊することになる事実に対しては本計画においても明確な対応策がありません。

私としましては、市街化調整区域とはいえ、特に里山区域における太陽光発電所を始めとした無軌道な開発に対して、このように素晴らしい環境基本計画という施策を犬山市が打ち出すならば、是非ともその成果として条例において、里山破壊に繋がるような開発行為は建築物のみならず他の工作物に関しても一定の歯止めが出来るように検討して頂きたいと考える所存であります。

◆市の考え方について

P38「3 基本目標」において、第2次環境基本計画は「環境」「社会」「経済」の統合的向上を目指し取り組むこととしています。開発行為に対しての指導として、P51「基本目標1 個別目標(2)生物多様性の保全 取組1-11」において、大規模開発行為に対して環境保全対策を講じるよう指導する旨を記載しております。また、「同 取組1-14」において、事業者の自発的な保全活動への取り組みを促す旨を記載しています。